

よこはま動物園 実習生・研究生及び研修生遵守事項

- 1 原則として、実習・研究・研修の園内での活動（以下、実習と称する。）は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。但し、8 時 30 分より実習を開始できるように着替えなどの準備を済ませて指示された場所に待機しておくこと。また実習終了後は 17 時 30 分までに退園すること。ただし、博物館実習においてイベント等で開園時間を延長する場合は、12 時 30 分から 20 時 00 分までとする。
- 2 入園に際しては管理センターの受付簿に押印し、指定の名札を身につけた後、実習場所に移動すること。実習中は名札を必ず胸に装着すること。また退園に際しては管理センターに名札を返却すること。
- 3 休暇、早退、遅参の場合には事前に実習担当へ必ず連絡すること。
(事業推進係 045-959-1297)
- 4 実習中は指導職員の指示に誠意を持って従うこと。
- 5 健康については各自が十分注意し、事故防止に努めること。発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合は、実習担当まで連絡の上、実習を自粛すること。また、本人または同居親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判定、または PCR 検査を受診する場合も同様とする。
- 6 服装は動きやすいものを着用すること。帽子、タオル等も持参し、各自で熱中症対策をとること。
- 7 実習を行う者は期間中に知り得た業務に関する秘密を漏らしてはならない。
- 8 実習を行う者は実習終了後、以下の成果物を提出しなければならない。
 - (1) 実習生は実習終了後 1 ヶ月以内にレポート(800 字程度)を提出すること。
 - (2) 研究生は卒業研究や論文などの成果物を提出すること。
 - (3) 学会、雑誌等への発表する際には事前に報告すること。
- 9 実習を行う者は実習を受けること以外に何等の権利も有しない。
- 10 実習期間内において不適切な言動および行動があった場合は直ちに実習を中止する。
- 11 実習中連絡や相談など必要な事項がある場合は、随時申し出ること。